

# 岡山県公報

発行  
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

○ 特定計量器定期検査

○ 保安林の解除予定

### 【公告】

○ 林業種苗法に基づく生産事業者の登録

○ 公共測量の実施

○ 道路の位置の指定

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

○ 〃

○ 〃

○ 〃

○ 落札者等の決定

〃

### 【教育委員会】

○ 岡山県文化財保護条例に基づく岡山県指定重要無形文化財の指定及び保持者の認定の解除

教育委員会

〃 警察本部会計課

〃

〃

〃

〃 建築指導課

〃 監理課

〃

〃

〃 治山課

〃 工業技術センター



二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

|     |         |        |   |      |        |
|-----|---------|--------|---|------|--------|
| 津山市 | 道の駅久米の里 | 〃      | 〃 | 二十四日 | 一〇:三〇〃 |
| 〃   | 〃       | 〃      | 〃 | 〃    | 一二:〇〇〃 |
| 〃   | 〃       | 一三:三〇〃 | 〃 | 〃    | 一五:〇〇〃 |

◎岡山県告示第三百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和六年八月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

新見市豊永赤馬字大谷一二三の六（次の図に示す部分に限る。）、一二三の一一、一二三の一二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

〔四二二〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

令和六年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

|                        |                     |           |           |
|------------------------|---------------------|-----------|-----------|
| 九 美作一十                 | 登 録 番 号             |           |           |
| 株式会社真庭技建               | 氏名又は名称              | 住 所       | 生 産 事 業 者 |
|                        |                     | 真庭市勝山一三二五 |           |
| 幼苗の育成<br>幼苗以外の<br>苗木育成 | 生産事業の内容             |           |           |
| 株式会社真庭技建住所<br>地と同じ     | 事業所の<br>名称及び<br>所在地 |           |           |

令和6年8月16日 岡山県公報 第12626号

〔四二三〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、生産事業者を次のとおり登録した。

令和六年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

|                        |                       |           |
|------------------------|-----------------------|-----------|
| 六 美作一十                 | 登 録 番 号               |           |
| ル 作マテリア 株式会社美          | 氏名又は 名称               | 生 産 事 業 者 |
|                        | 住 所                   |           |
| 美作市福本六五六―二             | 生 産 事 業 の 内 容         |           |
| 幼苗の育成<br>幼苗以外の<br>苗木育成 | 事 業 所 の 名 称 及 び 所 在 地 |           |
| 英田ファーム<br>美作市中川<br>五五二 |                       |           |

令和6年8月16日 岡山県公報 第12626号

〔四二四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年八月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

|                        |       |
|------------------------|-------|
| 倉敷市                    | 測量区域  |
| 公共測量（3D都市モデル作成）        | 測量の種類 |
| 令和六年八月十三日から同年十二月二十七日まで | 測量期間  |

# 令和6年8月16日 岡山県公報 第12626号

〔四二五〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

|                                 |                                 |                 |                 |
|---------------------------------|---------------------------------|-----------------|-----------------|
| 番<br>指<br>定<br>年<br>月<br>日<br>号 | 道<br>路<br>の<br>位<br>置           | 道路の幅員<br>(メートル) | 道路の延長<br>(メートル) |
| 岡山県指令備中局<br>建第四〇七〇号<br>令和六年八月二日 | 浅口市金光町占見新田二七一番<br>一、二七一番三、二七三番六 | 五・〇〇            | 三四・九三           |



〔四二六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市中央六丁目二五番二二四、真壁字烏田三八七番二、三八七番三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁四二二番地一

堀川 幹夫

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十二月二十一日岡山県指令建指第三〇四号

# 令和6年8月16日 岡山県公報 第12626号

〔四二七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年八月十六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市河本字砂田四一五番八、四一五番九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

赤磐市山陽四丁目七番一七号

荻田 知明

三 許可年月日及び許可番号

令和六年四月十一日岡山県指令建指第一六号

〔四二八〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年八月十六日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市富原字近政三八一番一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市真壁一四〇三番地プラテイナー又総社A二〇五

清水 久司

三 許可年月日及び許可番号

令和六年五月二十三日岡山県指令建指第七六号

# 令和6年8月16日 岡山県公報 第12626号

〔四二九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和六年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 調達件名  
警察本部庁舎等清掃業務委託
- 二 契約期間  
令和六年十月一日から令和八年九月三十日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県警察本部警務部会計課  
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日  
令和六年七月二十五日
- 五 落札者の名称及び所在地  
日東カストディアル・サービス株式会社岡山支店  
岡山市北区本町二番五号
- 六 落札金額  
三二、四二八、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、九四八、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 八 入札公告日  
令和六年六月四日

〔四三〇〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和六年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 調達件名  
留置管理システム開発業務
- 二 契約期間  
令和六年七月三十一日から令和七年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県警察本部警務部留置管理課  
岡山市北区伊福町一丁目九番一八号
- 四 落札者を決定した日  
令和六年七月二十五日
- 五 落札者の名称及び所在地  
株式会社コア 中四国カンパニー  
広島県広島市西区草津新町一丁目二一番三五号
- 六 落札金額  
三〇、二五〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、七五〇、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 八 入札公告日  
令和六年六月十四日

# 令和6年8月16日 岡山県公報 第12626号

## ◎岡山県教育委員会告示第三号

岡山県文化財保護条例（昭和五十年岡山県条例第六十四号）第十九条第七項の規定により、岡山県指定重要無形文化財の指定及び保持者の認定を次のとおり解除した。

令和六年八月十六日

岡山県教育委員会

- 一 指定番号 無第五二号
- 二 指定年月日 令和二年三月十三日
- 三 種別 重要無形文化財
- 四 名称 手漉和紙（三極紙）
- 五 保持者の住所、氏名及び生年月日  
津山市上横野  
上田 繁男  
昭和十七年六月一日生
- 六 解除年月日及び理由  
令和六年三月十八日 保持者死亡のため